

久山中学校数学塾運営業務仕様書

1 件 名 久山中学校数学塾運営業務委託

2 契約期間 令和7年8月1日から令和8年3月20日まで

3 履行場所 久山町立久山会館内 会議室及び研修室
(久山町大字久原3553番地7)

4 契約項目

- (1) 久山中学校に在学し、受講を希望する生徒に対し、数学講師を派遣し数学力向上のための対策を行う。
- (2) 学校教育活動終了後、久山中学校に在学し受講を希望する生徒に対し、数学の学習指導を行う。
- (3) 実施期間等は、次のとおりとする。なお、詳細な日程等については、本業務委託の契約後、久山町教育委員会及び久山中学校と調整の上、決定するものとする。
 - ア 9月1日から3月20日までの放課後に週1回、1コマ実施
 - イ 23回程度の授業を実施
 - ウ 授業の1コマは60分程度とする。
 - エ 夏季休業期間中に試行として4回実施

5 委託の目的及び数学塾運営事業の学習指導方針等

- (1) 数学力向上のノウハウを持った講師を派遣することにより、数学指導を強化し、効果的に学習できる環境を整え、生徒の数学力向上を図る。
- (2) 基礎・基本の数学力向上を図るため、講座と演習を中心に進める。
- (3) 受講生は、1年生から3年生までの希望者を対象とするが、申込み状況によっては、教育委員会と調整するものとする。
- (4) 数学力向上を踏まえた学級編成での授業形態で実施すること。
- (5) 数学に対し苦手意識を持つ生徒の関心を高める授業を行うこと。
- (6) 久山中学校との綿密な連絡・調整を行うこと。

6 打合せ

受託者は、契約締結後、速やかに委託者と打合せを行い、本契約の目的を確実に達成しなければならない。また、速やかに作業スケジュールを作成し、委託者と調整するものとする。

7 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

8 秘密の保持

- (1) 委託者は、本契約の履行に際して知り得た業務内容を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 前項に規定する義務は、契約終了後も有効在続するものとする。

9 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。

10 報告

受託者は、業務終了後に実施報告書を提出するものとする。

11 対外交渉

受託者は、この契約に基づく業務の遂行に際し、第三者に対し説明あるいは交渉を要する場合または説明を求められた場合は、速やかに受託者に連絡し、その取扱いについて委託者の指示を受けるものとする。

12 法令の厳守

実施に当たっては、関係法令を厳守すること。

13 委託業務内容

数学力向上の実施において、基礎基本の確立、確実な数学力の向上、学習姿勢づくりを図るため、次の業務を行う。

- (1) わかる授業の実践
- (2) 数学力分析（独自の分析及び中間、期末考査における非受講者との比較）
- (3) 教材選定及び教材代の徴収
- (4) 数学塾のPR及び生徒募集サポート
- (5) 塾開催時の生徒管理
- (6) 使用施設の開場及び施錠
- (7) 塾開催に必要な机・椅子等の準備及び片付け
- (8) その他数学力向上に必要な事項

14 委託料の支払いについて

- (1) 受注者は、年間の業務委託料のうち履行月分に相当する額を翌月末までに請求するものとする。なお、千円未満の端数については最終月に請求するものとする。
- (2) 授業を規定回数実施できなかった場合は、最終月に精算するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の適法な委託料支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

15 疑義の解釈

この仕様書に定めない事項について、定める必要がある場合またはこの仕様書の内容に

疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議して定めるものとする。